

布川事件 再審無罪

水戸地裁支部判決 発生から44年

1967年8月に茨城県利根町布川（ふかわ）で起きた強盗殺人事件「布川事件」の裁判をやり直す再審の判決公判が24日午後、水戸地裁土浦支部であった。神田大助裁判長は、強盗殺人罪で無期懲役が確定後、96年に仮釈放された元被告2人に無罪を言い渡した。検察側は無期懲役を求刑していた。

検察側は控訴を見送る方針を固めており、事件から44年近くを経て2人の無罪が確定する見込み。戦後に起きた重大事件で、死刑または無期懲役が確定後、再審で無罪となるのは7、8人目となる。

元被告は桜井昌司さん（64）と杉山卓男さん（64）。大工の男性（当時62）を殺害し現金10万円余を奪ったなどとして起訴された。物証はなく、2人を犯行に直接結びつける証拠は取り調べ段階の自白と「現場近くで2人を見た」とする目撃証言に限られた。2人は法廷で否認を貫いたが、一、二審で有罪となり、78年に最高裁が自白の信用性を認めて無期懲役が確定した。

2001年から始まった2回目の再審請求審で、捜査資料を検討した弁護側は「殺害方法が自白と異なる」という鑑定書などを新たに提出。水戸地裁土浦支部は05年、「鑑定書が確定審の審理中に提出されれば有罪認定に合理的疑いが生じた」と述べ、再審開始の決定をした。



支援者とともに裁判所に向かう杉山卓男さん（中央左）と桜井昌司さん（同右）＝24日午後1時2分、茨城県土浦市、竹谷俊之撮影

検察側は即時抗告したが、東京高裁は08年、11カ所の中斷がみられる桜井さんの自白の録音テープについて「取調官の誘導があったことをうかがわせる」と指摘。検察側が新たに開示した「現場宅で見たのは杉山さんらではない」とする目撃証言も考慮し「確定判決の判断を維持できない」と認定した。最高裁も09年に再審開始を認めた。



杉山さんは暴行など、桜井さんは窃盗の罪にも問われていた。弁護側は免訴を求めていたが、土浦支部は主文で2人に懲役2年執行猶予3年を言い渡し、強盗殺人罪について無罪とした。